

## 法改正情報

### ・・・「木造軸組構法における耐力壁の仕様の追加等」

令第46条第4項表1(8)項の規定に基づき、昭56建告第1100号に、軸組の構造方法および倍率の値が定められています。告1100号に、①軸組に用いる新たな材料や、②高倍率の耐力壁の仕様などが追加されて、平成30年3月26日に施行されました。

- ①新たな材料の追加 : 構造用パーティクルボードと、構造用MDF(繊維板)が追加されました。告1100号第1第一号(面材張り大壁)に使用する場合、くぎの種類N50、くぎの間隔は、一枚の壁材につき外周部分は7.5cm以下、その他の部分は15cm以下であれば、倍率は4.3です。
- ②高倍率の耐力壁の仕様の追加 : 構造用合板等について、くぎの種類や、くぎ打ちの間隔を狭めることなどで、高い倍率となる仕様が追加されました。

例えば、改正前の告1100号の別表第一(2015技術基準解説書のp.113をご覧ください)において、「(1)構造用合板、厚5mm以上、くぎの種類N50、くぎの間隔15cm以下」の倍率は「2.5」です。  
※今回の改正により、(1)が(4)になりますが、改正前の仕様は、そのまま残ります。

改正後は、「(2)構造用合板、厚9mm以上、くぎの種類CN50、くぎの間隔は、一枚の壁材につき外周部分は7.5cm以下、その他の部分は15cm以下」で、倍率は「3.7」という仕様が追加されました。くぎの種類が異なることがポイントです！



告1100は、左記以外の内容も改正されています。また、枠組壁工法についても、木造軸組構法と同様に、新たな材料や、高倍率の耐力壁の仕様を追加されています。(平13国交告第1541号)  
詳細や関連情報は、構造審査担当にお尋ねください！

## 法令クイズ！ 真実か？ウソか？ ～JAS規格品でない無等級材の使用～

### <前号の答え>

前号の答えなんだが、前号で説明した図書に「一の変更」とは「ある変更及びそれに伴い発生する一体的な変更や、ある変更及びそれに伴い行われる不可欠な変更のこと」とあり、前号の大梁位置変更は「規則3条の2 八号」に該当する「床スラブの位置変更」に伴う一体的な変更でありそれに包含される。そして「一の変更」毎に、計画変更の要否を判断すると記載がある為、全体架構の再計算が不要であれば軽微変更と判断されるんだ。

前号で説明した図書：建築構造審査・検査要領-確認審査等に関する指針 運用解説編 2016年版-編集 日本建築行政会議

次の問題！純ラーメン構造である木造(令46条2項)の場合、構造耐力上主要な部分の柱梁にJAS規格品でない「無等級材」は使用できる!!

「○真実か、×ウソか」

無等級材：H12建告第1462号第五号により基準強度が定められかつ、大臣認定品でない材をここでは指す。

「法37条」から「指定建築材料」はJAS規格品若しくは大臣認定品の何れかとする必要がある。柱梁は主要構造部であることからJAS規格品でない「無等級材」は使用不可、つまり「×ウソ」だ!

「指定建築材料」のうち木材に関するものは「H12告1446号第1 十～十三号」まででこの中に「無等級材」は含まれていない。よって大臣が定める「指定建築材料では無い」ので「法37条」の適用はなく使用できる、つまり「○真実」だ!

解答は「×ウソ」だ!

確かに「指定建築材料では無い」ので壁量計算を行う通常の木構造の場合は使用できるのだが、「令46条2項」適用の場合、構造耐力上主要な部分である柱梁は「S62告1898号」に適合させる必要がある。「無等級材」は「S62告1898号 一～六号」のいずれにも該当しないから使用不可という事になるんだ。

H12建告第1446号第1  
第十号 ; 木質接着成形軸材  
第十一号 ; 木質複合軸材  
第十二号 ; 木質断熱複合パネル  
第十三号 ; 木質接着複合パネル

画像は株式会社ワタナベインターテックのLINEスタンプを引用。

## 編集後記



梅雨の前の今頃が過ぎやすく、いつまでもこの季節が続いてくれたらと思いますが、意に反して暑い夏に向かっていくようです。さて、道すがら建築物の工事現場の前を通るとき、確認表示板(建築基準法89条による)を見てしまいます。どの審査機関が確認したのかが気になります。担当した物件だったことが分かったとき、どんなふう立体化するのかなとワクワクします。

5/19  
庄内緑地の  
バラ園

